

福谷	<p>市民ネットワークの福谷章子でございます。</p> <p>通告に従いまして一般質問を行います。</p> <p><u>まず初めに、総合交通政策について伺います。</u></p> <p>低成長時代に入り、住宅地には空き家が目立ち、商店街もシャッターをおろした店がふえるなど、私たちの町は高度成長期とは一変した姿をあらわしています。これは、都市規模の拡大と急激なモータリゼーションが相まって、交通政策が車中心になり、巨大な道路が縦横に走るまちづくりが優先されてきたことに起因しています。また、地球環境の面でも、自動車からのCO2排出は、全体の排出量の2割を占め、廃棄物処理やエネルギーをどうしなければならないのかという深刻な問題も起きています。</p> <p>少子・高齢化社会を迎えた今、歩く、自転車で行く、バスに乗る、休憩するという交通弱者の移動を保障するとともに、鉄道駅などの交通結節点を便利で快適な空間に整備することが望まれます。</p> <p>このように、都市計画と交通政策は一体であり、公共交通と自転車や徒歩での移動を有機的に結びつけるまちづくりを推進するために、横断的な政策展開の検討が必要です。</p> <p>そこで、<u>移動手段としての総合的な交通のあり方について伺います。</u></p> <p>まず、<u>総合交通ビジョンについて伺います。</u></p> <p>千葉市においては、2001年に総合交通政策のあり方に関する基礎調査が行われました。その後の予定として、2004年は学識経験者や交通関係者、市民などに広く意見聴取を行って、総合交通ビジョン原案を作成し、2005年には交通関係者や市民で構成する審議組織を設置し、ビジョンを確定するとともに、その内容を次期5か年計画の施策に反映していくと計画されていました。しかし、<u>その後、作業が進んでいないようですが、それはなぜなのか、伺います。</u></p> <p>また、<u>今後のビジョン策定の方針、見通しについても</u>お聞かせください。</p> <p>次に、<u>バス交通について</u>伺います。</p> <p>バス交通は、地域交通の主要な担い手であり、高齢化社会を迎えるに当たっても、移動の制約を受けやすい高齢者にとっては、身近で使いやすい交通機関です。ところが、<u>千葉市におけるバス路線網は、鉄道駅と郊外を結ぶ放射方向が主であり、環状方向には路線数が少ない傾向にあります。</u>また、<u>市街化区域と市街化調整区域で、サービス水準の格差が生じるなどの地域差も発生しています。</u>さらに、1日当たりの乗車人数は平成12年から毎年減少しており、<u>利用者の減少は運行本数の減少を呼び、さらに客離れを呼ぶという悪循環を発生させています。</u></p> <p>2002年2月の改正道路運送法が施行され、バス事業への参入規制が緩和されるとともに、赤字路線の退出についても届け出制により容易に行われるようになりました。法改正に合わせ、国の補助金も限定され、地方自治体の負担が増加することから、自治体としてバス交通政策に積極的にかかわる必要が生じました。千葉市では、2003年にバスの対応方針が出され、乗り合いバスの退出で生じる交通不便地域に、コミュニティバスの導入を図ることとしております。</p> <p>そこで、以下伺います。</p> <p>まず、<u>昨年、花見川区の北部地域で行われてきた、退出路線にかかわるバス路線の協議会設置経過と、その効果について</u>お聞かせください。</p> <p>また、<u>退出で生じる交通不便地域以外の市民要望などがある地域へは、どのような取り組みをするのか、伺います。</u></p> <p>次に、<u>JR線について</u>伺います。</p> <p>毎年、期成同盟を通じてJRに対して要望を出していますが、<u>平成16年度に出された要望と、その反映状況について</u>お聞かせください。</p> <p>次に、<u>道路整備について</u>伺います。</p>
----	--

今までは車中心の道路整備が行われてきましたが、計画があっても整備が進まない都市計画道路もあり、それらを見直す事業も予定されています。一方、都市化によって渋滞が発生し、幹線道路から生活道路への通過交通の流入が問題となっている地域もふえています。安全に安心して歩行できる道路環境の整備が急務と考えます。

そこで伺います。

今まで行われてきた交通安全総点検に比べて、あんしん歩行エリアを取り入れることによって期待できる成果についてお聞かせください。

あんしん歩行エリアは、警察庁と国土交通省によって指定された4カ所での取り組みとなっていますが、今後、この取り組みを広げていくことについてのお考えを伺います。

次に、駐輪場について伺います。

自転車は、乗って楽しく、便利で、コストも安く、無公害の交通手段であるため、通勤、通学に、また、買い物にと、多くの用途に利用されています。さらに自転車は、近年、近距離交通手段としても認知され、かつ交通需要マネジメントの施策の一つである、自動車に代替する交通手段としても大変注目されています。

しかしながら、自転車は、手軽であるゆえ、その一部が放置自転車となって、歩行者や自動車の通行障害、町の美観の低下、防災対応の低下など、利用の弊害を引き起こしています。

私たちの日常生活は、科学の発展により随分便利になりましたが、自転車が、今後も私たちの生活に欠くことのできない重要な交通手段であることに変わりはありません。

さらに、地球環境の保護、資源の有効活用などからも、自転車は活発に活用されることが予測されます。

そこで、自治体は、自転車問題を、自転車が引き起こす弊害を解消すれば済むという環境美化問題から抜け出して、交通問題、都市問題としてとらえていかなければならないと考えます。

緑区のJR鎌取駅周辺の駐輪場の問題は、何年も地域が抱えている問題です。駅の南北合わせて2,400台の駐輪スペースが整備されていますが、それ以外に、さらに多くの放置自転車があふれています。早急に対策を講じることが必要であると考えます。

そこで伺います。

鎌取駅周辺の駐輪問題に関して、今までの取り組みから把握している課題はどのようなことか、お聞かせください。

また、今までの取組状況についてお聞かせください。

さらに、来年度はどのような取り組みがなされるのでしょうか、伺います。

次に、次世代育成支援行動計画について伺います。

過去30年間、合計特殊出生率は一貫して下がり続けています。その要因は、晩婚化であるとか、夫婦の出生力の低下などが指摘されていますが、それは表面的な要因に過ぎないと考えています。1989年の1.57ショックから、15年間のたゆみない少子化対策にもかかわらず、一向に合計特殊出生率が改善しないという現実、表面にあらわれるさまざまな数値だけを議論しても、根本的な解決策ではないということを物語っています。

私自身は、今の社会が子供たちをどのように受け入れているかという現状を見詰め、社会構造と子育てに関する文化的価値観を問い直していくことが、遠回りであっても少子化対策の正道ではないかと感じています。

さて、平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法によって、安心して子供を産み育てられる行動計画の策定が義務づけられました。この法律は、10年間の時限立法であり、したがって、法律に基づく行動計画は、平成17年度から21年度までの5年間を前期計画期間とし、必要な見直しを行った上で、さらに22年度から26年度までを後期計画期間として策定することになっています。

また、計画の対象は、すべての子供とその家庭を主に、さらに行政、企業、地域社会全体を含めた個人や団体です。第2次5か年計画や、現在策定中の地域福祉計画、新ハーモニープランなどとの整合性が図られることも求められ、まさに社会を挙げての子育て支援体制を確立するための重要な行動

計画です。

千葉市においては、その素案の公表が行われましたので、以下、お尋ねいたします。

まず、素案の公表に関しては、各区での説明会が開催されました。残念ながら、説明会の参加者は余り多くなかったようですが、あわせて行われたパブリックコメントには多数の意見が寄せられたとのことです。

そこでまず、各区での説明会を開催しての感想、また、市民と直接対話したことで、その手ごたえについてお聞かせください。

さらに、パブリックコメントでの意見件数と、主な意見にはどのようなものがあったか、伺います。

さて、次に、市町村行動計画の具体的な内容について伺います。

まず、子どもルームについてですが、量的目標は平成 21 年までに 119 カ所、つまり、1 小学校 1 ルームの整備とされています。しかし、質的な運営面に関しては、指導員の適正配置と処遇の改善とともに指導体制の充実を図ると、あいまいな表現になっています。現状では、子どもルームに関する要望は、数量的な要望よりも、開設時間や対象児童の年齢などへの臨機応変な対応を望む声が多いように聞いています。

例えば、ある子どもルームにおいては、長期休業期間中は、開設時間と保護者の勤務実態が合わず、開室前の数十分間、子供たちはルームに入ることができずに、ルーム前に座り込んで待たされている状態でした。

私も、夏休みに数日間、子供たちとつき合いました。指導員に実情を聞きましてところ、指導員としては、外に締め出している子供たちが大変気になるけれども、時間までは中に入れないよう指導を受けていて、どうすることもできないと悩んでおられました。

そこで伺いますが、開設時間、年齢制限、ルーム在籍児童と他児童との交流などについて、寄せられている要望と、今後の対応についてお聞かせください。

次に、保育に関して伺います。

一昨年は、土気保育所の閉園問題で、保護者や地域の方々に大変な心配をさせました。公立保育所のあり方については、今後どのように考えているのか、伺います。

また、法人によって運営されている保育所は、それぞれに特徴を持つという利点もありますが、一方では、経営本位になるのではないかと懸念もあります。そこで、客観的に運営状況を評価し、保護者の苦情を受けるような仕組みを整えていくことが重要であると考えます。行動計画の中には、保育所の第三者評価事業が位置づけられていますが、この第三者評価についてのお考え、または具体的なイメージについて伺います。

次に、新規事業の幾つかについて伺います。

次世代育成支援の推進母体として、子育て支援連絡協議会の設置がうたわれていますが、この組織にはどのような役割が期待されるのか、メンバー構成や活動内容、また、事務局体制など、具体的なイメージをお聞かせください。

子育てフォーラムという事業も新規事業として盛り込まれていますが、この事業はどのようなものを目指すのか、伺います。

次に、子供の社会性の向上や自立の促進への取り組みについて伺います。

この行動計画を眺めてみますと、乳幼児対象の子育て支援は手厚く考えられていますが、その後の年代の子育て支援への取り組みは十分とは言えないと思われます。

例えば、利用できる施設を例にとってみますと、子育て支援センターや子育てリラックス館、保育所地域開放など、余暇を利用して活用できる居場所が地域に分散されています。ところが、小学生以上になりますと、中央第六地区に予定されている大型施設、中央図書館、南部青少年センター、少年自然の家と、放課後などの余暇に気軽に立ち寄れるようには整えられておりません。

さらに、思春期になりますと乳幼児期とは異なった課題もあらわれます。例えば、不登校やいじめ

の問題、非行の問題など、学校教育だけでは解決できない問題も数多くあります。

さらに、教育基本法にも定められているように、社会の一員として自信を持って生きられるよう、活動の場を設けていくことが必要であると考えます。

そのような観点から、青少年施策はどのように盛り込まれているか、伺います。

次に、**虐待に対する支援**も重要な課題です。

虐待の定義は、身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、そしてネグレクトと、4定義が一般とされています。中でもネグレクト、つまり養育放棄がふえている傾向があります。児童相談所に寄せられたネグレクトの相談件数は、昨年度は35件だったのに対して、本年度は2月末で既に73件に上っています。児童虐待防止法が改正され、虐待が疑われる場合にも通告できるようになったことも、その一因でしょう。いずれにしても、学齢期におけるネグレクトはなかなか発見されにくく、第一発見者となる可能性が最も高いのは、家庭の次に子供たちが長い時間を過ごす学校現場です。

そこでお尋ねしますが、養育放棄されている子供を発見した場合、学校としてはどのように対応するのか、第1次的な対応と長期的な対応について伺います。

最後に、この行動計画は、市町村計画とともに行政機関としての特定事業主行動計画、さらに301人以上の企業に策定が義務づけられています。このたび千葉市も、市の職員を対象に特定事業主行動計画を策定しましたが、千葉市計画の目玉はどのようなものか、お尋ねします。

次に、産業廃棄物処理施設について伺います。

昨年11月に、千葉市長に対して設置許可申請書を提出している、**緑区小山町の安定型最終処分場計画**について伺います。

この計画については、地元住民から計画反対を求める多数の意見書、要望書が提出されていると聞きますが、全部で何通出され、かつ反対の理由として主にどのような意見が出されているのか、伺います。

全国各地の安定型処分場では、今日まで多数の災害が発生してきました。硫化水素発生による死亡事故、化学物質や重金属類による水汚染、悪臭、有機物発酵による地熱上昇と農作物被害、火災及び有毒ガスの発生による健康被害などです。

硫化水素については、2000年の県の立入調査でも、安定型処分場15施設のうち7施設で検出されました。95年から96年にかけて、当時の環境庁が全国の模範的と思われる安定型処分場を対象に行った排水検査では、約4割から有害重金属や発がん物質が検出され、そのうち砒素、鉛、ベンゼン、ジクロロメタンなどが、それぞれ地下水質の評価基準を超えていたといえます。千葉県の大栄町では、地中温度上昇による農作物被害、有機溶剤による井戸水汚染が起きました。沖縄県平良市では、可燃性廃棄物による火災が発生し、有害ガス、ばいじんなどにより深刻な健康被害を及ぼしました。

これらは被害の一部ですが、その一方で、全国各地で安定型処分場をめぐる紛争が起こっています。こうした環境破壊や被害、紛争の事例について、市は調査されているのか、また、どのように把握しておられるのか、伺います。

また、今後、手続を進める上で、住民の合意や不安を解消し、健康と安全を最優先することを基本とすべきと考えますが、市の姿勢について見解を伺います。

さらに、事業者に対し、環境汚染などが生じないことの科学的な立証責任を厳しく求めるべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

次に、**安定型処分場の環境上の問題点**について伺います。

安定型処分場とは、廃棄物の性質が安定していて、生活環境上、影響を及ぼすことが少ないと思われる安定5品目だけが運び込まれる処分場であり、遮水シートや水処理施設もなく、素掘りに廃棄物を投入する最も簡易な処分場です。したがって、一たん汚染が発生した場合は除去不能で、半永久的な被害が生じ、被害の大きさもはかり知れません。つまり、酸性雨や温度変化、土中バクテリアなど、いかなるものにも影響されない半永久的に無害な産業廃棄物しか投入できない処分場と言えます。

しかし、実際には、先ほど一部指摘したような、さまざまな環境汚染、被害汚染が起こされました。そこで、こうした安定型処分場の安全性について伺います。

安定5品目とは、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、瓦れき類、ガラスくず、コンクリートくずと陶磁器くずを言います。廃プラスチックには、可塑剤や添加剤、抗菌材として、鉛、ビスフェノールA、塩化ビニリデンを初めとして、何百種類とも言われる物質が含まれており、一定の条件下で溶出します。ゴムは、土に埋め立てするとバクテリアにより分解され、その過程で有害物質ができ、変化する可能性もあります。加熱すれば有毒物が発生するテフロン加工でコーティングした金属くず、有害物で抗菌加工処理された陶磁器くずなどもあります。

つまり、安定5品目そのものに水汚染や大気汚染の原因となる有害物質が含まれており、それらが溶出する可能性があり、その点で、本来、安定型とは言えないと考えますが、いかがお考えでしょうか。

安定型処分場では、安定5品目以外のものが混入しないことになっていますが、現実には、先ほどの災害事例を見ればわかるように、それ以外のものが混入しています。

一方、現地であるいは中間処分場で、混入を防止するためには、廃棄物の一つ一つの組成に熟知した職員を配置し、断片の化学分析、目視するなどの多額の分析費と時間をかけ厳しく分別することが必要です。

そこで、市は、今まで安定5品目以外の物の混入は一切認めない方針を、厳しく貫いてこられたのでしょうか。あるいはある程度、許容してきたのか、伺います。

また、業者は、搬入時、どのように安定5品目を厳密に分別するのか、お聞かせください。

硫化水素の被害や砒素による汚染などがあってから、石こうボードやブラウン管、シュレッダーダストなどが、安定5品目から除外項目に指定されてきた経緯があります。

東京都杉並区で問題となった、いわゆる杉並病は、一般廃棄物の中継所で圧縮により廃プラスチックがすれ合うことで、何百種類とも言える人工化学物質が発生し、深刻な健康被害が起きました。廃プラスチックが処理される安定型処分場周辺で、同様の被害が起きてもおかしくありませんが、疫学調査などが行われていないため、被害の有無については不明です。今後、こうした新たな被害の結果、後追いの規制が行われる可能性は十分考えられます。被害事例により法改正が繰り返されてきた経過そのこと自体が、安定型処分場の危険性を示すものと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

廃プラスチックは、熱分解により、塩酸、ベンゼン、一酸化炭素、フェノール、青酸ガスなどの有毒ガスが発生します。一たん火災が起こると、広範囲にわたるダイオキシンを含む深刻な大気汚染を及ぼします。業者は、火気厳禁、消火器による消火、覆土で対応するとしていますが、有機物の混入により可燃性ガスの発生で自然発火の可能性もあり、消火器は初期消火対応でしかなく、覆土は不完全燃焼の促進により大気汚染による被害を拡大する危険性があります。火災発生の危険性があること、そして一方で、火災がとりわけ許されない施設であることも安定型処分場の問題点と考えますが、御見解を伺います。

次に、今回の計画と手続における諸問題について伺います。

まず、**事業者について**伺います。

安定型処分場の建設費は数億円と言われており、この事業者は栃木県の黒磯にも二つ目の大規模な安定型処分場の造成中だといえます。事業者の処理施設のある都道府縣市への照会、周辺の近隣住民からの情報収集、事業採算性、貸借対照表、収益予定表、資金源など、厳密な審査が必要なのは当然です。

一方、岐阜市では、57万立方メートルに及ぶ不法投棄現場の産廃の山を撤去する費用として、130億円を見積もったといえます。今回は、埋立容積は約23万立方メートル、そのうち廃棄物部分を約14万立方メートルとすると、岐阜市の撤去費用から単純に容積換算すれば、汚染が発覚し、撤去が必要となった場合、約30億円の費用となります。業者が倒産し、地権者も連帯責任を果たせないとなる

と、結局、税金が支出されることとなります。

市は、事業者の最終処分場や中間処分場が設置されている都道府縣市などに照会し、近隣住民からの情報を収集されたのでしょうか。その調査結果について伺います。

また、今回の計画について、事業採算性、金融機関を含む資金源、収益予定表など、厳密かつ詳細な審査を行う必要があると考えますが、それを実施したのであれば、その結果を伺います。

次に、住民合意について伺います。

要綱によれば、3分の2を超える関係住民が賛同し、環境保全協定を締結しなければならないとっていますが、このことは3分の2以上の賛同がなければ環境保全協定を締結できず、審査のための専門委員会を開催することはできないと解釈してよろしいのでしょうか、お聞かせください。

立地基準では、放流水がある場合は水利権者等の承諾が必要であり、放流水が雨水、湧水などのみの場合であっても、地域の特性により承諾が必要ながあるとしています。今回は水源地であり、当の水利権者の方から計画に反対する意見書が提出されています。十分な説明が行われてはいないのが現状で、地域特性の配慮がない姿勢は問題です。業者に対し、改めて水利権者の承諾を得ることを指示するよう求めますが、御見解を伺います。

次に、環境への配慮について伺います。

この計画地は、三方に水田と畑のある台地部分であり、この台地に降り注いだ雨水は、浸透して隣接する水田に流れ込み、あるいはわき出ることを地元住民の方々は日々の生活の中で感じ取ってきました。さらにこの地域は、千葉市南部の水田地帯を流れる村田川最上流の水源地域であり、水源涵養地域として貴重な位置にあります。また、小山町は、水道施設がなく、全戸が井戸水を飲料水として利用しています。しかし、計画に際して一番肝心な、こうした地下水の流れや地下水利用の実態について、まともな調査は行われていません。このことは、地域の特性に配慮した調査が行われなかったことを意味すると思いますが、市の見解はいかがでしょうか。

事業者が提出した、構造維持管理基準の概要等によれば、排水や放流水はないとしています。しかし、処分場内に降った雨水は、廃棄物に触れたり浸透して、処分場底部に達します。そして、地層内の割れ目や水道、砂粒のすき間をじわじわ流れ、あるものは地下水の滞水層に入り、井戸でくみ上げられ飲料水として利用され、あるものは浸出水を利用した米づくりに利用される高い可能性があります。

既に指摘しましたように、全国の災害事例では、安定型処分場からの浸出水による環境汚染例が多数見受けられます。しかし、今回、浸出水が汚染した場合の対策は、何ら立てられてはいません。

浸透水検査井や水質監視用井戸を設置して定期的な水質検査を行うとしていますが、これらは地下水のごく一部の水質の状況の把握であり、そこで汚染が一たん検出された場合は、最終的には廃棄物を掘り返し、除去するしか手段はありません。その段階では、汚染は周辺環境に広範に広がっていると考えられます。

今回の計画について、浸出水の汚染による周辺環境への汚染防止対策がないことについて、地域特性を考慮した場合、許されることではないと考えますが、御見解をお聞かせください。

計画地周辺では、環境省の絶滅危惧種であるメダカ、オオアカウキクサ、千葉県のレッドリストに掲載されている重要保護生物であるニホンアカガエル、トウキョウサンショウウオ、サシバ、オオタカ、要保護生物であるヘイケボタルなど、貴重な生物が見られます。これら豊かな生態を支えるのが水環境であり、斜面林であり、台地です。今回の計画は、こうした生物の生息域の喪失につながり、谷津田の生態系への影響が懸念されます。

しかし、今回、こうした生物の生息調査も行われてはおらず、処分場建設による影響もまともに検討されてはいません。谷津田保全を自然保護の重要な柱として打ち出している千葉市として、こうした実態は行政の姿勢として矛盾すると言わざるを得ません。生息調査及び環境影響評価が実施されて

しかるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、法令の不備について伺います。

廃棄物処理法について伺います。

先ほど指摘した岐阜県の不法投棄では、産廃処理業者が収集運搬業者に manifests の書きかえを命じたり、運搬業者が排出業者に虚偽の manifests 作成を指南するなどして、書類上は適正処理されたことになっていたといえます。ICチップやバーコードによる新しい管理システムの導入の必要性が言われるように、現状の manifests 制度が今やまともに機能していない実態にあることが指摘されています。これは法改正による罰則の強化などで改善されるものではありません。

また、重金属類や化学物質による大気汚染に対する対策は、廃棄物処理法では何ら規定はありません。

イギリスでは、9,965 の埋立地を対象に調査が行われ、埋立地近隣から2キロ以内に住む人の出生異常、健康異常が、それ以外の人より高かったという報告が2001年に出されています。有害物による大気汚染の影響だと考えられますが、日本ではこうした調査すら行われてはいません。

manifests 制度が機能不全にあること、大気汚染の規定がないこと、そして、既に指摘したように、汚染が起こった後の事後対策としての法改正という実態は、廃棄物処理法の不十分さを物語っていると考えますが、御見解を伺います。

次に、**安定型処分場に関する裁判所の認識**について伺います。

こうした法令の不備に対して、全国各地で住民が処分場の差しとめを求める裁判が行われてきました。

平成4年の仙台地裁判決では、一般論として安定型処分場においても排水汚染が起こり得ること、一たん汚染されると飲用水汚染の蓋然性があり、被害回復が困難であること、manifests や目視チェック、水質検査などでは汚水防止の実効性に疑問があるとし、人格権の一種としての平穏生活権の一部として、適切な質、量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用、生活用に供するのを相当とする水を確保する権利があり、これが侵害される高度の蓋然性がある場合には、侵害行為の差しとめができるとして、住民の差しとめ請求を認めました。

また、富津市の水源地に安定型処分場の設置をめぐる住民による差しとめ裁判で、千葉地裁は2001年2月、汚染された地下水が井戸水に流入することで健康被害を受ける蓋然性が極めて高い、侵害の防止を事後的に阻止することは物理的、経済的に極めて困難であり、健康への被害のおそれが永続的に継続するとして、処分場の建設、使用及び操業をしてはならないとの仮処分決定を下しました。

こうした住民の差しとめ請求を認める事例について、市は認識されているのか、伺います。

また、ほかの裁判判例も考え合わせれば、1、安定5品目といっても、酸性雨の影響や経年変化などにより、有害物質の溶出の危惧は否定できない、2、地下水や土壤汚染、それらによる健康被害は、微量でも長期にわたり継続的に生じること、一度被害が生じると事後的回復は不可能であること、3、有害物質排出の危惧や5品目以外の混入の可能性などの問題点に対する具体的かつ合理的な防止計画、すなわち、侵害発生の高高度の蓋然性がないことの立証を事業者に求めていること、4、これらの廃棄物処理法や大気汚染防止法など、公法による規制基準や要綱などの設置基準を満足していても、具体的な危険性がある場合は民事上違法と判断すること、以上の4点が安定型処分場についての裁判での実態だと考えますが、これらについての千葉市としての見解を伺います。

最後に、**千葉市廃棄物処理施設設置及び維持管理に関する指導要綱等**について伺います。

小山町産廃処分場計画に当たり、さまざまな問題点が指摘され、トラブルが生じていますが、その要因の一つとして、指導要綱等で定める手続のあり方に問題点があると考えます。住民との折衝を業者に任せ、行政は、その内容を業者から報告を受けることになっています。つまり、住民も行政も、直接には業者から情報を入手することになります。一方、住民は、行政と業者との間の手続内容を知るすべもありません。ここに利益を追求し、設置許可を早く得ようという業者が、今回のように虚偽

	<p>の報告や説明を行う素地があります。住民の参加権や知る権利は十分には認められてはならず、業者の善性に極度に依存し、結果的には安易に処分場設置を促進する制度となっています。</p> <p><u>トラブルが二度と生じないように制度を整備することが行政の重要な役割ですが、そのために指導要綱等について、まず、行政が手続の当初から業者と住民の間に立って正しい事実を伝えるなど、調整者としての役割を果たすこと、次に、関係する行政情報のすべてを開示すること、そして、関係住民の範囲を、おおむね300メートル以内の居住者ではなく、水利権者や、例えば、愛知県瀬戸市のように3キロメートルというように範囲を広げ、この地域住民の合意など、参加権を保障することなどの改正を行う必要があると考えますが、御見解を伺います。</u></p> <p>予定地内には、赤道が通っており、周辺住民が利用していましたが、土砂採取のために損壊しています。16年6月29日に、<u>市と地主と地主が委託した測量会社との3者の立ち会いにより、是正のための境界査定を行ったとのことですが、その後の経過と現状をお聞かせください。</u>また、<u>赤道をつかえる場合のルールについてお聞かせください。</u></p> <p>以上、1回目の質問を終わります。</p>
<p>企画調整局長</p>	<p><u>総合交通政策</u>のうち、<u>総合交通ビジョン</u>について一括してお答えします。</p> <p>総合交通ビジョンは、総合的な交通政策を行うための方向性を示す基本方針であり、具体的には、鉄道、都市モノレール、バスなどの相互連携の枠組みや、新たな課題への取組方向を明らかにするものとして、策定に向けて検討してまいりました。しかしながら、本市の都市交通体系の骨格を形成する都市モノレールは、現在、会社の経営改善や延伸計画について、県市間で検討を進めております。したがって、総合交通ビジョンの策定は、その方向性が明らかになった後に着手したいと考えております。</p>
<p>都市局長</p>	<p><u>総合交通政策</u>についてのうち、所管についてお答えいたします。</p> <p><u>花見川区北部地域における、バス路線の協議会設置経過とその効果について</u>でございますが、平成16年度、路線バスの退出により生じる交通不便地域への対応として、コミュニティバスを導入するため、関係自治会長で構成する花見川区北部地域コミュニティバス運行準備会を設置し、地元要望について協議してまいりました。</p> <p>しかし、協議途中でバス事業者から、当面の間、退出予定路線の運行を継続したいとの申し出があり、あわせて運行準備会で取りまとめられた地元要望は尊重し、引き続き協議を継続したい旨の意向が示されました。</p> <p>市としては、コミュニティバスの導入は見合わせるものの、地元要望を踏まえた新たな運行計画を協議する場として、地元、バス事業者、千葉市の3者で構成する、花見川区北部地域バス路線3者協議会を平成16年10月に設置し、早期開設に向けて協議を進めておるところでございます。</p> <p>また、この3者協議会は、地元住民とともに作る、工夫を凝らした新たなバスづくりを基本とした運行計画を策定するため設置したものであり、その成果に期待するとともに、地元とバス事業者との話し合いの場が、今後のバス交通のあり方のモデルになればと考えておるところでございます。</p> <p>次に、退出で生ずる交通不便地域以外の市民要望地域への取り組みについてでございますが、平成15年10月に取りまとめました、本市のバス交通に係る対応方針では、乗り合いバスではカバーできないニーズへの対応として、地域特性に応じたバスサービスの導入を図るとしております。</p> <p>また、コミュニティバスを導入する際には、交通不便地域の解消のほか、高齢者の外出支援、公共施設へのアクセス向上、駅周辺の放置自転車の抑制など、導入目的が明確であることを要件とし、これら要件を踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。</p> <p>次に、平成16年度の<u>JRへの要望内容と反映状況について</u>でございますが、平成16年5月に、千葉県JR線複線化等促進期成同盟を通じまして、JR本社や千葉支社に対し、要望しております。</p> <p>その内容は、各路線ごとに利便性、快適性の向上を図るための輸送力改善及び施設整備の促進であります。</p> <p>これらの要望に対し、JRは、平成16年10月のダイヤ改正において、外房線誉田駅始発の京葉線の直通快速電車の増発、総武線と外房線との直通快速電車の増発、京葉線通勤快速の新木場駅停車などの輸送力改善や、平成16年度施設整備として、千葉駅と土気駅にエレベーターの設置など、実現に</p>

	向けて努力していただいております。
建設局長	<p>初めに、総合交通政策についての御質問のうち、道路整備についてお答えいたします。</p> <p>まず、交通安全総点検に比べ、あんしん歩行エリアで期待できる成果についてですが、交通安全総点検は、利用者の多い道路を、行政と地域住民などが一体となって現地点検を行うことにより、交通の安全確保を目指すものであります。</p> <p>一方、あんしん歩行エリアは、交通死傷事故件数の多い住居系地区などにおいて、警察、道路管理者、自治会長、学校関係者などによる懇談会を設置し、地区住民と協働のもとに、外周幹線道路の渋滞対策やエリア内の交通安全対策を実施することにより、通過交通の抑制を図り、交通死傷事故件数の抑止を目的とするものであります。</p> <p>したがって、利用者の多い道路を対象とする交通安全総点検に比べ、あんしん歩行エリアでは、より強力に歩行者などの交通安全対策を実施する観点から、外周幹線道路対策、経路対策、ゾーン対策を効果的に組み合わせ、面的、総合的な対策を実施することにより、歩行者、自転車利用者のさらなる安全確保が図られるものと考えております。</p> <p>次に、あんしん歩行エリアの取り組みを広げていくことについてですが、あんしん歩行エリアは、幹線道路に囲まれた、おおむね1キロメートル四方の住居系地区などにおいて、交通死傷事故件数が全国平均の1.2倍以上などの条件が設定されております。これまでに本市では4地区が指定を受け、このうち院内などの地区では、既に一部、安全対策を推進しているところであります。</p> <p>今後、これら4地区で実施される安全対策につきまして、整備効果などを検証しながら、地区外への取り組みを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>次に、産業廃棄物処理施設についての御質問のうち、所管についてお答えいたします。</p> <p>産業廃棄物処理施設予定地内の赤道につきましては、平成16年6月に、境界査定を実施し、道路管理者であります市と土地所有者は、道路との境界を確定いたしましたので、その後、道路境界標を埋設したものです。</p> <p>しかしながら、平成17年2月に、赤道の道路境界標が事業者により掘削され紛失していたので、事業者に対し、境界標を復元するよう強く指導した結果、復元するとの回答を得たところであります。</p> <p>最後に、赤道をつけかえるルールについてお答えいたします。</p> <p>道路のつけかえ申請があった場合は、道路として安全な構造を持っているのか、従前の道路より利用しやすいなど、道路機能が保持、増進されているか、また、道路に隣接する地権者や、道路を日常的に利用する地元住民の理解が得られているかなど、市が総合的に判断し、決定しております。</p> <p>これに加え、本件のように、他事業に関連して、赤道をほかの場所へつけかえようとする場合には、その事業化が図れることが明確になったときに、つけかえ申請を市が受け付けることとしております。</p>
市民局長	<p>総合交通政策についての御質問のうち、所管についてお答えします。</p> <p>初めに、鎌取駅周辺の駐輪問題の課題についてですが、現在、鎌取駅周辺には5カ所の自転車駐車場があり、約2,400台の収容台数を確保しております。しかしながら、駅に乗り入れられる台数は、1日当たり約3,800台余りであり、自転車利用者数に比して収容台数が不足しているのが現状です。このことから、約1,400台の自転車が駅周辺及び大型店舗周辺の道路にあふれ、歩行者の通行の妨げや都市景観の低下などの問題を発生させており、放置自転車の早急な解消が大きな課題であります。</p> <p>次に、今までの取組状況についてですが、自転車駐車場整理員を配置し、放置自転車の整理を行うほか、定期的に放置自転車の撤去を行ってまいりました。</p> <p>また、関係部局による放置自転車対策及び自転車駐車場整備のあり方などの検討や、周辺の未利用地の調査、さらには、放置自転車の誘因者でもある、鉄道事業者や大型店舗事業者との話し合いや協力依頼等を行ってきたところです。</p> <p>最後に、来年度の取組みについてですが、本年度に実施した自転車駐車場整備計画基礎調査をもとに、関係部局、鉄道事業者、大型店舗事業者、地元住民などと協議するとともに、鎌取駅周辺の自転車駐車場整備計画を策定し、放置自転車の解消を目指してまいります。</p>
保健福祉局長	<p>次世代育成支援行動計画の御質問のうち、所管についてお答えします。</p> <p>まず、各区での説明会についてですが、1月末から2月中旬にかけて開催いたしました市民説明会は、事前に市政だよりや市のホームページでお知らせするとともに、各区の保健センターや子育てリ</p>

ラックス館などに、ポスターやチラシを配布するなど広報に努め、各区の保健センターやコミュニティセンターなど、市民の皆様が参加しやすい身近な場所で実施いたしました。

各区とも、参加された人数こそ少な目でしたが、男性の参加も見受けられ、また、地域で子育てにかかわるさまざまな活動をされている方々の御参加もいただき、活発に質問や御意見が述べられたところでした。

参加された方々の行動計画への関心は高く、限られた時間ではありましたが、直接市民の皆様から、さまざまな御意見、御提案を伺うことができたことは、有意義であったと考えております。

次に、**パブリックコメントでの意見について**ですが、700人ほどの方々から約1,100件の御意見が寄せられました。

主な御意見は、幼稚園の預かり保育に対する補助の充実に関するものや、子どもルームについて、老朽化等の状況にある施設の改善や利用時間の延長、対象年齢の拡大などに関するもの、また、児童館や児童センター等の子供の居場所の確保に関するものなどでありました。

次に、**子どもルームに関する要望について**ですが、開設時間につきましては、夏休み等の長期休業中の、開始時間の繰り上げや終了時間の延長などの御要望がありますが、時間の変更につきましては、指導員等の処遇などへの影響もあることから、慎重に検討すべき課題であると認識しています。

次に、対象年齢の拡大についての要望ですが、現在、利用対象児童は、保護者が就労等により昼間家庭にいない、原則、小学校1年から3年に就学している児童としています。なお、4年生についても、施設に余裕がある場合に利用できることとしているほか、5、6年生についても、施設に余裕があり、障害や慢性疾患等により見守りが必要な場合など、特別な事由がある場合に受け入れることとしております。

子どもルームにつきましては、まずは、原則、全小学校区に設置をすることを目指しておりますので、当面、対象年齢のさらなる拡大につきましては考えておりません。

また、ルーム在籍児童と他の児童との交流につきましては、各区の市民説明会などで御要望がありましたが、校庭や公園等における外遊びなどで交流が図られているところです。

次に、**公立保育所のあり方について**ですが、現在、策定中の次世代育成支援行動計画の中で、25の基本施策のうち、7番目の質の高い多様な保育サービスを提供するに位置づけ、保育所の整備を計画的に推進し、効率的な運営を図るため、民営化を含め、公立保育所のあり方を検討するとしており、今後、具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、**第三者評価事業について**ですが、国の指針では、保育所事業者の自己評価と保護者からのアンケート等を参考にいたしまして、第三者機関が、子供の発達援助、子育て支援、地域住民等との連携、運営管理といった評価基準をもとに、客観的、総合的な評価を行うことになっております。

現在、千葉県では、第三者評価事業についての作業部会を設け、事業の全体像について検討を進めておりますので、この県の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、**子育て支援連絡協議会について**ですが、次世代育成支援を総合的、効果的に推進するための推進母体として設置するもので、企業、教育、保育、医療関係者などの民間企業、団体を中心として構成することを考えており、事業主同士の意見交換の場として、子育てしやすい職場環境に向けた先進的な事例の紹介など、企業における次世代育成支援の取り組みに資するとともに、市民等への各種情報の提供、各種イベント、シンポジウム等を通じて、市民理解の醸成に努めることなどを、その役割と考えております。

なお、本協議会は、できるだけ早期に立ち上げたいと考えておりますが、具体的な構成員や活動内容、事務局体制などについては、今後、関係者等と協議、検討してまいります。

次に、**子育てフォーラムについて**ですが、この事業は、子供や子育て家庭に対して、地域で子育て支援にかかわる、さまざまな活動されている方々の、相互の情報交換の場として活用され、地域における子育て支援の輪の拡大と、地域での子育て支援のネットワークの構築を目的とするものです。将来的には、子育てフォーラムが地域の子育て支援の中核となることを目指しておりますが、当面は、モデル的に実施したいと考えております。

次に、**青少年施策について**ですが、子供の居場所として、児童センターを拠点施設として定め、地域の中に既存施設を活用した子供の遊び場や居場所を確保するなど、子供の居場所づくりについて検

	<p>討することとしております。</p> <p>また、青少年に乳幼児と触れ合える機会を提供するなど、次代の親となる意識づけを図る中学生向けの触れ合い体験学習や思春期教室などの事業も盛り込んでいるところです。</p>
教育次長	<p>次世代育成支援行動計画についての御質問のうち、所管について順次お答えいたします。</p> <p>まず、青少年施策はどのように盛り込まれているのかとのことですが、青少年にとって身近な活動の場所を確保するため、学校では、地域子ども教室の実施や学校体育施設等の開放を行うほか、公民館では学校週5日制に対応した体験活動や学習の場を提供することとしております。</p> <p>さらに、土曜日にプールや博物館等、市内11施設を無料で利用できる、ふれあいパスポートの発行を初め、芸術文化の鑑賞や科学クラブの育成等、さまざまな施策を盛り込んでいるところでございます。</p> <p>次に、養育放棄されている子供を発見した場合の学校の対応についてでございますが、子供からのSOSの早期発見、早期対応が重要であることから、その対応に取り組んでおります。</p> <p>なお、万一、養育放棄等が疑われる場合には、児童相談所に通告しております。</p> <p>また、継続した対応が必要な場合には、民生委員・児童委員を初め、関係機関等と連携を取りながら、状況の改善に努めております。</p>
総務局長	<p>次世代育成支援行動計画の御質問のうち、所管についてお答えいたします。</p> <p>特定事業主行動計画の目玉は何かとお尋ねですが、本市には多くの非常勤職員の方々が働いていることから、正規職員と非常勤職員の二つの行動計画を策定いたしております。</p> <p>まず、正規職員を対象とした行動計画では、男性職員の育児休業取得率を数値目標化し、取得促進に努めるとともに、育児のための休暇制度の導入や、緊急の時間外勤務のときなどの子供の一時預かり施設の設置について、検討することといたしております。</p> <p>また、非常勤職員を対象とした行動計画では、昨年末に新設いたしました本市独自の育児休暇制度の取得促進や、子供が病気の際の看護休暇を導入するなど、両計画において子育て支援に積極的に取り組むことといたしております。</p>
環境局長	<p>産業廃棄物処理施設について順次お答えします。</p> <p>初めに、提出された意見書、要望書の数及び主な意見についてでございますが、廃棄物処理法による2週間の意見聴取期間に寄せられた意見書は約500通、また、要望書等は4件で、反対理由といたしましては、搬入車両による騒音、強風時などの発じん、河川等の水質への影響、貴重な動植物への影響などがございます。</p> <p>次に、環境破壊や被害、紛争の事例の市の調査と把握についてですが、新聞、廃棄物関係の雑誌、インターネットなどにより、事例の調査及び把握に努めております。</p> <p>次に、住民の合意や不安を解消し、健康と安全を最優先すること及び事業者に対し科学的な立証責任を求めることについては、関連がありますので一括してお答えします。</p> <p>本市といたしましては、法及び指導要綱に基づき、生活環境の保全及び廃棄物の適正処理の推進を図るよう指導しております。</p> <p>次に、安定型処分場の環境上の問題についてのうち、安定5品目に含まれる有害物質の溶出の可能性、安定5品目以外のものの混入、搬入時の分別方法及び火災発生の危険性については、関連がありますので一括してお答えします。</p> <p>法では、安定5品目以外のものが混入してはならないと定められており、搬入時には、マニフェストによる書類での確認とあわせ、処分場内で内容物について展開検査をすることが義務づけられており、混入していた場合は除去することとしていることから、安全性の確保が図られているものと認識いたしております。</p> <p>次に、被害事例により法改正が繰り返されてきたことについてですが、そうした事例を踏まえ、現行法が制定されており、本市といたしましても、法及び指導要綱に基づき厳格に指導してまいります。</p> <p>次に、今回の計画と手続における諸問題についてお答えします。</p> <p>初めに、事業者が設置している処分場についての情報収集についてでございますが、栃木県及び川崎市に行政処分の有無を照会いたしました。いずれもないとのことでありました。</p> <p>次に、事業採算性など審査についてでございますが、経営の基礎について審査したところ、特に問題</p>

はないものと考えております。

次に、**環境保全協定の締結及び専門委員会の開催要件について**ですが、法では、住民同意は許可要件ではありませんが、指導要綱では、関係地域住民3分の2以上で構成する団体の長と、環境保全協定を締結しなければならないと規定しております。

次に、**水利権者の承諾を得ることについて**ですが、指導要綱では、水利権者を関係者と認識し、十分説明するよう指導したところでございます。

次に、**地下水の流れ及び地下水利用の実態並びに浸出水の汚染による周辺環境への汚染防止対策については**、関連がありますので一括してお答えします。

指導要綱に基づき地下水等の調査は実施しており、安定型には構造上、浸出水はありませんが、浸透水の検査井や水質監視用井戸を設置し、定期的な水質検査により安全性の確保に努めております。

次に、**生息調査及び環境影響評価の実施について**ですが、法では、生活環境影響調査が義務づけられており、専門知識を有する者の意見を聞くことになっております。

さらに、要綱では、地形、地質、地下水などのほか、動植物の主な種類、貴重種の生息状況等を調査し、その結果を事前協議書に環境調査報告書として添付を義務づけております。

なお、今回の計画は、市の環境影響評価条例の対象事業には該当しません。

次に、**法令の不備について**の御質問にお答えします。

初めに、廃棄物処理法が不十分であるとのことですが、時代に即応した罰則の強化などが図られているところであります。

次に、**住民の差しとめ請求を認める事例及び裁判の実態については**、関連がありますので一括してお答えします。

人格に基づく、生存し生活していく上でのさまざまな人格利益を内容とする権利、すなわち人格権を侵害された場合は、差しとめ請求が認められることは認識しておりますが、裁判事例は、平成10年の法改正前の安定型処分場がほとんどであると承知しております。

最後に、**指導要綱の改正の必要性について**ですが、計画地周辺の土地利用などを踏まえ、地域外の関係者などに対しても事業概要の説明を指導しており、現行制度で対応できるものと考えております。

福谷

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

子どもルームに関してですが、開設時間の延長については、指導員の処遇上の問題が障害になっているようですが、それは受け入れ側の都合のみを配慮した考えです。一般的には、まず、利用者のニーズ調査があって、次に、できるだけニーズを満たすためにはどうしたらよいかということが検討されるのではないのでしょうか。

そこで伺いますが、今までに子どもルームの利用者にニーズ調査を行ったことがありますか。

また、例えば、通勤が都内であるとすると、美浜区と緑区とでは保護者の帰宅時間に30分は誤差が生じます。一律のルールではなく、個別のきめ細かいルールづくりが必要と思われませんが、見解を伺います。

次に、**保育所の第三者評価について**伺います。

保育所を民営化すると、明らかにサービスは多様化するでしょうが、同時に質も多様化するということを感じすべきです。したがって、第三者評価事業が重要になってくるわけです。今後は千葉県の動きを注視していくとのことですが、注視しつつも、独自に情報を収集するなどの準備を始めてもよいのではないかと思います。早期に研究体制を整えるべきと考えますが、御見解を伺います。

最後に、子育てフォーラムや中学生向けの授業など、スペースとしての場が必要であると思われませんが、どのような場を想定しているのか、伺います。

次に、**最終処分場について**の2回目の質問です。

まず、多数の意見書、要望書についてですが、約500通の意見書、要望書の提出があったことは、多くの方が最終処分場による生活環境、自然環境への影響を危惧していることのアラわれです。こうした意見等の内容を一般に開示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、今後、これらの意見内容の検討及び処理はどのように行われるのでしょうか。

提出された意見を、昨年施行された千葉市パブリックコメント実施要綱に準じて、当該意見に対する考え方を公表し、説明責任を果たすことが求められると考えますが、見解を伺います。

八都庁市で日常的に、八都庁市内で移動する廃棄物の排出元、排出先、廃棄物量や業者などに関する情報の交換を行い、共同で監視体制をとる必要があると考えますが、いかがですか。

次に、住民の不安を解消し、健康と安全を最優先することを行政の基本姿勢とすることを求めたのに対して、法及び指導要綱に基づき推進するという答弁でした。しかしながら、裁判例では、法の基準や要綱を満たしていても、生命、身体、自由などの重大な人格的利益に関する権利である人格権が侵害される場合、民事上、違法と認められています。廃棄物処理法及び指導要綱だけでは人格権を守ることはできません。人格権の尊重、とりわけ飲用、生活用に供する水を確保する権利を守る立場から、住民の安全と健康を最優先することを、この場で明言すべきと考えます。御見解を伺います。

安定型処分場の環境上の問題点についてですが、法の規定と実態が異なることを具体的に指摘したのに対して、何ら回答がありません。法の考え方を聞いているのではありません。改めて処分場の実態を踏まえた答弁を求めます。

安定5品目そのものに水汚染や大気汚染の原因となる物質が含まれており、それらが溶出する可能性について具体的に指摘しましたが、この指摘について、どのようにお考えでしょうか。御見解を伺います。

搬入時の分別の信頼性についてですが、答弁にあったように、業者は搬入時、マニフェスト伝票による種類と数量の確認、シートをはいての目視確認、展開検査場所に荷おろしし、約30センチくらいの厚さに広げて目視による検査をしておりますが、先ほど指摘したように、マニフェスト票は今や機能していない実態があります。展開検査も、たまたま表面にあらわれたもので、目視で直ちに判別できた異物をつまみ出す程度の効果しかないでしょう。これでは厳密な分別作業は不可能であると考えますが、いかがでしょうか。

住民合意についてですが、今回、関係地域住民に該当するのは小山町の11戸と伺っていますが、そうすると、そのうちの8戸以上が同意の意思を示さない限り、団体の長も環境保全協定の締結はできない。そして、環境保全協定が締結されない間は、専門委員会の開催もできないと解釈してよろしいですか。関係住民は、こうした手続の流れについて関心を持っています。きちんとした説明を求めます。

環境への配慮についてですが、生物の生息について、環境調査報告書によれば、主な動物の種類としてタヌキ、ウサギ、カラスとあり、貴重種等の有無についてはなしと記載されています。最初の質問で、計画地周辺に見られる貴重な生物を多数挙げましたが、それらについて何一つ報告されてはいません。計画地周辺にどのような生物が生息しているのかは、1997年に出された、千葉市野生動植物の生息状況及び生態系調査報告を見れば、おおよその検討がつかはずです。明らかにまともな生息調査が行われた形跡はありませんが、このことについて市の見解を伺います。

また、業者に調査の実施を指示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

法の不備についてですが、時代に即応した罰則の強化などが図られているから廃棄物処理法は不十分ではないとの答弁でした。しかしながら、1、マニフェストが機能不全にあると指摘されていること、2、重金属類や化学物質による大気汚染に対する規定が法にはないこと、3、石こうボードやブラウン管、シュレッターダストなどが安定型5品目から除外項目として指定されたのは、汚染や被害が発生してから事後処理にすぎなかったこと、4、人格権の尊重、事業者科学的立証責任を求め

	<p>ることについて不十分であること、5、関係住民の同意を得るという条項がないことは、<u>明らかに法の不備な点だと考えますが、見解を伺います。</u></p> <p>最後に、最初の質問では、<u>安定型処分場の裁判所の認識として4点を挙げ、それらに対する市の見解</u>を求めましたが、<u>答弁がありませんでした。再度答弁を求めます。</u></p> <p>以上で、2回目の質問を終わります。</p>
保健福祉局次長	<p><u>次世代育成支援行動計画</u>についての2回目の質問にお答えします。</p> <p>まず、<u>子どもルームのニーズ調査</u>についてですが、今回の計画を策定する当たって、昨年2月に実施したアンケート調査や今回のパブリックコメントを通じて、さまざまな御意見が寄せられたほか、日ごろから各種の御要望を伺っているところでありまして、これらを踏まえて検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、<u>開設時間等</u>については、指導員の雇用や配置のほか、利用料金等の問題もあることから、慎重に検討すべき課題であると考えております。</p> <p>次に、<u>第三者評価事業</u>についてですが、先ほどもお答えしましたとおり、まずは県における動向を注視してまいりたいと考えております。</p> <p>次に、<u>子育てフォーラムなどの場</u>についてですが、行動計画の中では、子供の遊び場や育児サークルなどの活動の場、あるいは青少年が集える場として、市営住宅などの団地集会所等の活用について検討することとしています。このほか地域には、公民館や保育所など数多くの既存施設があることから、地域の実情に応じて、これらを有効に活用する方法について検討してまいります。</p>
環境局長	<p><u>産業廃棄物処理施設</u>について、2回目の御質問に順次お答えします。</p> <p>最初に、意見等の内容の一般公開、意見内容の検討及び処理、意見に関する市の見解についての公表等については、関連がございますので一括してお答えいたします。</p> <p><u>意見書の内容</u>については、今後、専門委員会が開催される場合には、その妥当性などについて検討していただく予定であります。その後、市は、専門委員会からの意見を踏まえ、総合的に許可の判断をすることとなります。</p> <p>なお、意見等の一般公開及び住民意見に対する<u>見解の公表</u>については、今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>次に、<u>八都県市の連携体制</u>についてであります。不適正処理に対する連携体制について、一昨年、共同で行う監視体制を構築したところであります。</p> <p>次に、<u>住民の健康と安全を最優先すべきとのこと</u>ですが、市といたしましては、当然であると考えており、そのためには法令等を遵守していかなくてはならないと認識いたしております。</p> <p>次に、<u>安定5品目から汚染物質の溶出する可能性と厳密な分別作業は不可能とのこと</u>ですが、関連がありますので一括してお答えします。</p> <p>廃棄物処理法では、内容物についての展開検査、浸透水採取設備及び地下水の水質監視用井戸の設置を義務づけ、検査などを許可要件としておりますので、これにより安全性は確保できるものと認識いたしております。</p> <p>次に、<u>環境保全協定が締結されない限り、専門委員会も開催しないのかとのこと</u>ですが、指導要綱では、専門委員会の開催に当たり、環境保全協定が締結されていることが前提要件であり、また、廃棄物処理法では協定の締結は前提要件ではありません。</p> <p>次に、<u>まともな生態調査が行われた形跡がないが、業者に調査の実施を指示すべきとのこと</u>ですが、計画地の斜面樹林の大半は保全されることから、動植物への著しい影響は少ないものと判断したものであります。</p> <p>なお、貴重種等の確認がなされた場合には、必要に応じて、調査等の指示を検討したいと考えております。</p> <p>次に、<u>法の不備についての5点の御指摘</u>につきましては、要綱による指導、環境影響調査の実施、罰則の強化等により対応できるものと考えております。</p> <p>最後に、<u>裁判所の認識についての市の見解</u>であります。国の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>
福谷	3回目ですので、要望を述べさせていただきます。

まず、総合交通政策についてですが、今後のビジョンについては、モノレールの延伸計画の行方次第で策定の方向が変わるようですが、延伸計画にかかわらず、利用促進を図っていく努力がもっとされるべきだと考えます。

例えば、既存のモノレール駅を交通結節点として、コミュニティバスを縦横無尽に走らせ、不便な公共施設や商店街と結ぶなど、市民の移動を保証するというまちづくりの視点を望みます。

バス交通に関しては、利用者である地元住民と、バス事業者とが、直接話し合う場を持つということに大きな意義があります。今後のバスづくりに関して、このような意思決定のあり方が当たり前になることを望みます。

駐輪場整備に関しては、既に駅周辺に未利用地が見つけられない現状ですから、道路の活用を考えていくことも必要です。来年度から所管が市民局から建設局に移るとのことですから、道路の有効活用について検討されることを望みます。

次世代育成支援行動計画についてですが、千葉市の行動計画は、男性の育児休業取得を目指したり、入札制度の工夫が見られたりと、他市にまさる事業があります。また、職員のために特定事業主行動計画も、緊急の時間外勤務のための一時預かり施設など、画期的です。使える制度はできました。あとは、いかに使うかです。それは、職場の雰囲気左右されるということは、厚生労働省の調査でも明らかですが、まさしく、この雰囲気こそが文化的価値観であり、それを大きく左右する要因の一つが上司の態度であるということをおし上げておきます。

また、支援を要する子供たちはたくさんいますが、中でも家庭からネグレクトされてしまっている子供たちを、どのように自立させていくかということは、今後、重要な課題となってきます。問題を抱えてしまった子供に対して、家庭のあり方をとやかく言う風潮もあります。しかし、家庭がどうあろうと、子供自身には何の責任もありませんから、まず、子供の立場に立って、少しでも居心地のよい居場所を社会として確保していかなければなりません。

さらに、広い意味での子供の居場所ですが、必要であるという認識が広がっていることは感じますが、実態として使いやすい状況ではないということを指摘しておきます。

また、働く人に子供とともにいる時間を十分に保障するという発想に立てば、子育てから逃げているのではないかという偏見もなくなります。子どもルームや保育所などの預かり時間について議論するときには、働き方をどのように変えるかという視点を持たないと、働きながら子育てをしている家庭に、いつまでも苦勞を強いることとなります。当事者が何を望んでいるか、焦点の合ったニーズ調査が必要であるということを指摘しておきます。

産業廃棄物処理施設についての要望です。

まず、現行の廃棄物処理法が不備であるからこそ、要綱による指導や環境影響調査の実施、罰則の強化による対応が余儀なくされるということが、答弁からも明らかです。住民の参加権や知る権利を十分に認めなくとも、市が業者を指導するから現行制度で対応できるとする市の姿勢は、市民参加が叫ばれる現在、現実を直視しないものです。実際、住民は、今回の計画の進捗状況について、いまだに必要な情報提供を受けているとはいえないものがあります。また、だれが住民に正確な情報を提供する責任者なのかも不明です。指導要綱について見直しを行うことを強く求めます。

安定型処分場は、構造上、浸出水がないのではなく、実態を無視してないものと仮定されてきただけであり、現実には、汚染した浸出水による数多くの災害事例が見られます。検査井や井戸は事後確認でしかなく、安全性の確保とはいえないことを重ねて指摘しておきます。

計画地に降った雨水が浸透して、隣接の水田や井戸水に、どのような経路で、かつ時間経過で流れ込むか、また、わき出るのか、そうした調査は行われていません。また、環境調査報告書では、周辺の地形には、低湿地や湧水や優良農地はないものと報告されています。さらに、地下水の利用状況については、井戸の分布の状況を調査することが環境調査指針で定められているにもかかわらず、きちんとした調査はされていません。このような申請を受理したことは問題です。直ちに環境影響調査の実施を求めます。

平成4年の仙台地裁判決では、一般論として、安定型処分場においても排水汚染が起こり得ると推認され、業者が主張した、マニフェストや井戸の水質検査などの安全確保策は、水汚染防止策として決め手を欠き、科学的な立証責任を果たしていないとされ、住民による差しとめが認められました。本件についても同様であり、業者は、水汚染防止策として立証責任を果たすべきと考えます。

予定地内の赤道についてですが、地元住民が共有で使用していた赤道が、いつの間にか消失し、それが放置されたままになっており、ことしの2月に、慌てて事業者に復元を指導したというのは極めて問題です。また、小山町側の斜面部分の赤道は、決壊して通行ができない状態になっています。樹木の伐採と土砂の採取が行われたことと、赤道の決壊の因果関係は否定できません。

現在、予定地内の赤道は、予定地の外周につけかえられたような形になっていますが、地元住民が同意していない以上、もともとの位置に早急に赤道を復元するべきであることを指摘します。

ここで、今後の産廃行政のあり方について申し上げておきたいと思えます。

日本は、出された廃棄物をいかに処理するか、すなわち、廃棄物の適正処理事業を推進する廃棄物行政が行われてきました。その根底には、廃棄物が出てくるもの、最終処分場は必ず必要なものという考え方があります。

かつて日本と同じように穴を掘って最終処分として埋め立てていたヨーロッパでは、有効にリサイクルできる技術などの諸条件が整うまでは、保管、管理するという方向で進んでいると言います。

最終処分とは言うものの、管理型や遮断型処分場も、構造物としての寿命がありますから、将来、必ず環境を汚染することになります。

不法投棄対策を見ても、廃棄物処理法の頻繁な改正による規制の強化は、一方で、不法投棄の規模の拡大、悪質化、巧妙化をもたらし、その処理に莫大な税金を投入せざるを得ないのが現実です。

廃棄物の事後処理の限界を悟り、そもそも汚染負荷をもたらす廃棄物を排出しない、廃棄物を資源として循環利用する排出者責任原則など、拡大生産者責任制度を導入することにより、ごみゼロ、埋め立てゼロ社会に向けた廃棄物処理政策の転換が求められます。

穴を掘って埋めるという、あとは野となれ山となれという、将来に負荷を残す処理方法の抜本的見直しが必要であるということを主張しておきます。

最後に、産業廃棄物処理指導計画には、最終処分場の整備促進がうたわれており、廃棄物処理法も、廃棄ありきの法律です。したがって、法令遵守を建前とする市が、事業者に対して処分場建設を前提とした行政指導を行ってきたことは予測がつきます。しかしながら、飲料水汚染による市民の健康被害の可能性がわずかでもあり、安定型処分場の安全性も揺らぎ、また、水利権者や地元住民の同意も得られず、さらに、周辺住民も反対し共有財産である赤道も消失しています。かくなる上は、市が誠意をもって、事業者に撤退を前提とした指導を行うことを強く求めて、一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。